

令和7年度八尾市国民健康保険特定健康診査未受診者及び特定保健指導未利用者に対する電話勧奨業務に係る回答書

令和7年5月29日

	質問内容	回答
1	コールセンターの運営期間が以下のように記載されておりますが、以下の（１）（２）でそれぞれ別の電話番号をご用意するという認識でよろしいでしょうか。 （１）特定健診未受診者に対する受診勧奨のコールセンター運営期間 令和7年7月上旬から令和8年2月28日（予定） （２）特定保健指導未利用者に対するのコールセンター運営期間 令和7年7月上旬から令和8年3月31日（予定）	お見込みのとおり。
2	業務責任者につきまして、他業務との兼務（シェアード）は可能でしょうか。また、業務責任者も電話勧奨を行ってもよろしいでしょうか。	業務責任者について、他業務との兼務及び電話勧奨を行うことは可能です。
3	昨年度の「特定健診未受診者」と「特定保健指導未利用者」の月毎の実績数値をご提示いただけますでしょうか。可能であれば過去複数年分の実績数値をご教授願います。	令和6年度実績 【特定健診未受診者架電件数】 8月 564件、9月 2,558件、10月 2,851件、11月 3,699件、12月 3,485件、1月・2月 4,400件 【特定保健指導未利用者架電件数】 8月 348件、9月 20件、10月 81件、11月 107件、12月 65件、1月 51件、2月 66件、3月 53件 なお、令和5年度以前については、業務仕様が異なるため、回答できません。
4	特定保健指導については、従事者の中に医師、保健師、管理栄養士、看護師の専門的知識を持っている人を配置する必要がありますでしょうか。従事者要件に指定がございましたらご教示ください。	保健師等の専門知識を有している者が従事されることで、本業務が効率的に実施できるものと考えていますが、特定保健指導における電話勧奨

		業務の従事者に特段の要件設定はありません。
5	コールセンターの電話番号は、契約締結後何営業日まで に用意する必要がありますでしょうか。	本市ホームページへ電話番号の掲載 を行いますので、実施の2週間前ま でにご用意ください。
6	予定価格、昨年度の落札価格・落札業者をご教示 いただくことは可能でしょうか。	本件の予定価格については、公表し ておりません。 昨年度の落札価格・落札業者につい ては下記 URL よりご確認ください。 https://www.city.yao.osaka.jp/sangyou_business/nyuusatsu_keiyaku/1011662/1012864/1011678.html
7	「特定健診未受診者に対する電話勧奨」「特定保健指 導未利用者に対する電話勧奨」について、それぞれ架 電前に受託者より案内通知の送付は行わないという認 識でよろしいでしょうか。もし、行う場合は、送付件 数及び通知様式（A4 両面カラー、封筒は長3号など） をご教示ください。	お見込みのとおり。
8	仕様書5（1）③エ：対象者が「特定健診を受診しな い」と回答した場合の理由聴取が求められています が、その際に想定される深い健康相談や制度理解など 専門職の対応が必要な場面があるか確認させてくだ さい。	過去の回答実績より「医療機関に受 診中」及び「受診意思なし」が8割 以上となっており、専門職でなく ても対応可能と考えます。
9	40～74歳の国保加入者が対象となるため、想定され る応答率（実績）、属性別の傾向について情報があ ればご教示ください。	令和6年度応答率（実績） 【特定健診未受診者】62.7% 【特定保健指導未利用者】58.9% 属性別の傾向については把握して おりません。
10	貸与品（架電リスト）の受領タイミングはどのような 予定でしょうか。またリスト受領後は、いつ頃まで に架電開始しなければならないでしょうか。	【特定健診未受診者】 実施する約半月前までに一括で対 象者リストを提供し、その後毎月 月末までに特定健診受診者や資 格喪失者等の架電対象外リスト を提供します。 【特定保健指導未利用者】 毎月月末までに対象者リストを 提供します。

		なお、架電開始時期については、次月の架電対象者リスト提供までに当月分の架電が終了するように調整していただければ結構です。
11	期間中の休務日について教えてください。年末年始期間は市役所の開庁日に合わせる認識でよろしいでしょうか。	期間中の休務日については、各社の規定に基づいて業務履行をしてください。 また、年末年始期間についてはお見込みのとおり。
12	成果品及び貸与品の授受の方法について教えてください。訪問手渡し以外の方法としてセキュリティ便を利用する等は可能でしょうか。	原則手渡しですが、セキュリティ便の使用も可能です。
13	再委託について実施する場合、本業務の一部とありますが、再委託可能な業務範囲をお教えてください。	業務の管理部分についての再委託は不可としますが、それ以外の業務については再委託可能です。なお、再委託を行う場合、国補助金の交付要件の関係上、再委託金額の割合は、本業務の契約金額の2分の1未満にしてください。
14	仕様書5 実施方法（2） 特定保健指導未利用者に対する電話勧奨 ③ 電話勧奨 エ 「利用勧奨の有効回答の増加につなげるため、勧奨文書送付等の代替手段にて利用勧奨を行っても差し支えない」とありますが、文書送付は過去の例での回数や数量の実績をご教授いただけないでしょうか。	過去に実績はありません。
15	仕様書8 「本業務に係る協議、会議等の必要経費及びその他の経費はすべて受託者の負担とする」とありますが、協議、会議等とは事業開始前後以外にも定期開催されるのでしょうか。	定期開催でなく、必要に応じて開催予定です。